

「広島市新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域福祉活動緊急支援事業」 質疑応答集

1 申請団体について

問 1-1 補助対象となる団体はどういった団体か。

⇒ 広島市内で新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民を共助の精神に立って支援する地域福祉活動に取り組む構成員が3人以上の団体が補助の対象となります。

具体的には、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体、地域活動団体等を想定しています。

問 1-2 少人数のグループでも補助対象となるのか。

⇒ 構成員が3人以上の団体で、本事業の趣旨に合致する活動を実施する団体と認められる場合には、補助の対象となります。

なお、本補助金の交付申請の際には、事業計画のほか、団体の概要を記載した資料、規約・会則等の団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できるもの）及び役員名簿を提出いただき、審査を行います。

問 1-3 新しく設立した（しようとしている）団体でも補助対象となるのか。

⇒ 団体の結成時期や活動実績に係る要件は設けておらず、新しく設立された団体でも本事業の趣旨に合致する活動を実施する団体と認められ、要件を満たす場合には補助の対象となります。

なお、本補助金の交付申請の際には、事業計画のほか、団体の概要を記載した資料、規約・会則等の団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できるもの）及び役員名簿を提出いただき、審査を行います。

問 1-4 広島市外の団体でも補助対象となるのか。

⇒ 取り組もうとしている事業の支援の対象者が広島市内に居住する人であれば、広島市外の団体であっても補助の対象となります。

問 1-5 民間企業でも補助対象となるのか。

⇒ 民間企業であっても、取り組もうとしている活動が営利を目的とせず、本事業の趣旨に合致するものと認められる場合には、補助の対象となります。

2 補助対象となる事業について

問2-1 補助対象となる事業はどのようなものか。

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民（広島市に居住する人に限ります。）に対する支援のために実施する地域福祉活動が補助の対象となります。

具体的には、高齢者や障害者等の外出が困難な地域住民等への買い物代行活動、ひとり親世帯等の子どもや生活困窮者に食事を届ける活動、一人暮らしの高齢者等への電話やインターネットを活用した見守り活動などを想定しています。

実施した又は実施しようとしている地域福祉活動が補助対象事業に該当するか不明な場合は、下記5の問合せ先までお問い合わせください。

問2-2 補助対象となる事業の実施期間はいつまでか。

⇒ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施した又は実施する地域福祉活動が対象となります。

問2-3 令和3年4月以降も補助対象事業を継続しようと思っているが、事業計画書にある事業計画期間の終期を令和3年4月以降とすることは可能か。

⇒ 令和2年度の補助事業であるため、最長でも令和3年3月31日までの計画分に限り補助対象事業となります。

問2-4 地域福祉活動による支援の対象となる地域住民について、要件はあるのか。

⇒ 支援の対象とする地域住民については、広島市に居住する人に限定していますが、人数などの具体的な要件はありません。

ただし、支援の対象者やその人数等に係る計画内容からすると、特定の個人や団体等に不当に利益を得させるための事業であると認められる場合は、補助の対象になりません。

問2-5 新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前から地域福祉活動を実施しているが、こうした活動は補助対象となるのか。

⇒ 新型コロナウイルス感染症による影響が生じる前から継続している地域福祉活動についても、新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民を対象とした事業である限り、本事業の趣旨に合致することから、補助の対象となります。

実施した又は実施しようとしている地域福祉活動が補助対象事業に該当するか不明な場合は、下記5の問合せ先までお問い合わせください。

問2-6 国や県から補助金の交付を受けて地域福祉活動を実施しているが、こうした活動は補助対象となるのか。

⇒ 国・広島県・本市のほか、国・広島県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業については、補助の対象にはなりません。

ただし、こうした他の公的補助金の交付を受けて実施している事業とは別に、新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民を対象とした新たな事業を実

施した、又は実施しようとするものと認められる場合は、その新たな事業については補助の対象となります。

実施した又は実施しようとしている地域福祉活動が補助対象事業に該当するか不明な場合は、下記5の問合せ先までお問い合わせください。

問2-7 高齢者や障害者等への買い物代行活動について、その主となる活動である買い物及びその配送を民間の事業者へ委託する予定だが、こうした事業は補助対象事業となるか。

⇒ 事業の一部を他の団体や企業等へ委託して行う事業であっても補助対象事業となりますが、買い物代行活動において、その主となる活動である買い物や配送を民間の事業者に委託する場合のように、事業の大部分が他の団体や企業への委託等により実施されていると認められる場合は、補助対象事業にはなりません。

3 補助対象経費について

問3-1 補助対象となる経費はどういったものか。

⇒ 補助対象事業の実施に要する経費から、補助対象団体の基礎的な運営経費（事務所経費、人件費等）等を除いた経費が補助対象経費となります。補助対象経費の10分の9以内の補助率で上限100万円とし、補助金を交付します。

補助対象事業の実施に当たり支出した又は支出しようとしている経費が補助対象経費に該当するか不明な場合は、下記5の問合せ先までお問い合わせください。

補助対象経費（例）

支出項目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	・ 協力者への謝礼金 等	・ 団体の基礎的な運営に係る人件費や謝礼金 等
印刷製本費	・ ポスター、チラシ等の印刷費 等	
原材料費	・ 食事提供支援に係る食材の購入費 等	
食糧費	・ 食材提供支援として届けるための弁当の購入費 等	・ 団体構成員の食事 ・ 酒類 等
消耗品費	・ 文房具等の消耗品費、コピー用紙代 ・ 感染防止のためのマスク、消毒液の購入費 等	・ 団体の基礎的な運営に係る文房具等の消耗品費 等
使用料及び賃借料	・ 運搬用車両の借上料 ・ 会議室、会場等の借上料 ・ 機器類の備品の借上料 等	・ 団体の基礎的な運営に係る賃貸料 等
通信運搬費	・ 郵便料金、電話料金、インターネット接続に係る通信費 等	・ 団体の基礎的な運営に係る電話料金、インターネット接続料金 等
交通費	・ バス、電車等の運賃 等	
委託料	・ 専門的知識、技術等を要する業務、団体が直接実施することが困難であると認められる業務についての委託 等	・ 事業の大部分を委託する業務（補助対象外事業になります。） 等
燃料費	・ ガソリン代 等	
備品購入費	・ 事業に必要と認められる備品 [※] の購入費 ※ 備品とは、性質又は形状を変えることなく比較的長く使用し、保存できる物品をいいます。	・ 当該事業に必要と認められないもの
その他	・ その他、活動の実施のために必要な経費で、健康福祉局長が必要かつ適切と認めた経費（補助対象経費となるかは個別に経費の内容を審査します。）	・ その他団体の基礎的な運営に関する経費 ・ 給付に係る現金・金券等の経費 ・ 他団体への補助金としての支出 ・ 買い物代行活動において代行して購入した商品の購入費 ・ 土地の取得、造成及び補償に関する経費 ・ 領収証書等により、支払ったことを明確に確認することができない経費 ・ 社会通念上適当でない認められる経費 等

※ 各支出項目について、社会通念上適当と認められる額を超える部分が補助対象外となる場合があります。

問3-2 地域の子どもや生活困窮者への食事提供支援として弁当を届ける活動を計画しているが、市販の弁当を購入する場合、その購入経費は補助対象経費となるのか。

地域の高齢者へ、市販のマスクを配布しようと思うが、マスクの購入経費は補助対象経費となるか。

⇒ 弁当やマスクなどを購入し、支援が必要な地域住民に届ける活動について、新型コロナウイルスの影響により生活上の困難に直面している地域住民の支援に必要と認められる場合には、それらの購入に係る経費も補助対象経費となります。

ただし、必要以上に高額な弁当を購入する場合など、その経費が社会通念上適当と認められる額を超えると判断される場合は、その弁当等の購入に係る経費のうち、社会通念上適当と認められる額を超える部分が補助対象外となる場合があります。

問3-3 子どもへの学習支援を実施するに当たり、従事した講師に謝礼金を支払う場合、謝礼金は補助対象経費となるのか。

⇒ 学習支援活動における講師などの協力者に対する謝礼金（報償費）は、補助対象経費となります。

ただし、必要以上に高額な謝礼金を支払う場合など、その経費が社会通念上適当と認められる額を超えると判断される場合は、その謝礼金のうち、社会通念上適当と認められる額を超える部分が補助対象外となる場合があります。

問3-4 補助対象事業に係る交通費について、バスや電車等のみが利用可能なのか。

⇒ 補助対象事業の実施に必要な交通費は、補助対象経費となります。

ただし、目的地までの間にバスや電車等の公共交通機関が整備されているにもかかわらず、これらの公共交通機関よりも高額なタクシーやハイヤーを利用する場合など、その経費が社会通念上適当と認められる額を超えると判断される場合は、その利用料のうち、社会通念上適当と認められる額を超える部分が補助対象外となる場合があります。

補助対象経費に該当するか不明な場合は、下記5の問合せ先までお問い合わせください。

4 その他

問4-1 1つの団体で複数の補助対象事業を行おうと思うが、補助金はそれぞれの事業ごとに交付されるのか。

⇒ 本補助金は、同一団体が複数の補助対象事業を行う場合であっても、同一団体につき複数の事業を合わせて補助上限100万円が適用されます。

後から事業を追加しようとする場合は、変更計画に係る補助金交付決定を受ける必要があります（予算に限りがあるため、手続をしていただいても他の団体の申請額が予算額に達し、増額できない場合があります。）。

問4-2 支援の対象となる地域住民から利用料金のような形で一部負担を求めることは可能か。

⇒ 可能です。

ただし、その収入により、まかなえる支出がある場合、補助金の額が減額されることがあります。（問4-3参照）

問4-3 問4-2に関連し、補助対象となる事業に係る歳入（本市の補助金額とその事業による他収入（地域住民からの負担金等））が、その事業の歳出（総事業費）よりも多くなる見込みであるが、この場合はどうなるのか。

⇒ 補助対象事業の歳入（補助金の額と事業収入の額の合計）がその事業の歳出（総事業費）を上回る場合、広島市からの補助金額を減額し、歳入と歳出が同額になるよう調整（補助金の千円端数は切り捨て）します。

なお、補助対象事業に係る事業収入がその事業の歳出（総事業費）を上回る場合は、本事業による補助の対象にはなりません。

問4-4 補助金はいつ支払われるのか、事業の終了の前にもらうことはできるのか。

⇒ 補助金は原則として交付決定の後に事前に交付（概算払い）しますが、事業終了後、補助金の精算に当たり、補助の対象となる経費が交付決定時より減少している場合など、交付した補助金に過金が生じたときは、過金分を返納していただくようになります。

ただし、交付決定時に既に活動が終了している事業については、事業の実績報告（領収証書等を添付）の手続が完了した後に交付（精算払い）します。

問4-5 交付決定の後に、補助対象事業の支援の対象者数が当初見込んでいた数よりも大幅に増え、活動経費も当初見込んでいた額より増える見込みとなった場合、補助金の交付額は増額されるのか。

⇒ 交付決定を受けた後に、補助対象となる事業の内容や予算を変更する場合は、速やかに事業計画変更申請の手続をしていただく必要があります。この手続により、活動経費を増額することが適当と認められれば、変更交付決定を行い、本市の予算の範囲内で増額した補助対象経費に応じて、補助金も増額いたします（予算に限りがあるため、手続をしていただいても他の団体の申請額が予算額に達し、増額ができない場合があります。）。

5 書類提出・問い合わせ先について

広島市健康福祉局地域共生社会推進室

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2603

Eメール：chiikikyousei@city.hiroshima.lg.jp

申請は、原則として郵送（郵送が困難な場合は持参）にて提出してください。